障発1 0 0 1 第１ 号

平成26 年10 月１ 日

各都道府県知事・指定都市市長・中核市市長殿

厚生労働省社会・援護局　障害保健福祉部長

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の

算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正

について

厚生労働大臣が定める者（平成18 年厚生労働省告示第548 号）の一部改正に伴い、関係通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いする。

記

１ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18 年10 月31 日障発第1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について

別紙１のとおり改正する。

２ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成18年12 月６日障発第1206001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について

別紙２のとおり改正する。